厚生労働省
東京労働局発表
令和７年６月 27 日

担当
東京労働局労働基準部監督課
監　督　課　長　神子沢　啓司
主任監察監督官　梶山　英之
電話　03(3512)1612

東京都内の労働基準監督署における令和６年の申告事案の概要

東京労働局（局長　富田　望）では、管下 18 労働基準監督署（支署）における令和６年の申告事案の概要について、取りまとめましたので公表します。

【申告事案の概要のポイント】

１　申告受理件数：　4,347 件（前年比 345 件増）

令和５年に引き続き、３年連続で増加した。

２　申告内容（申告内容別の件数：4,805 件）

賃金不払及び解雇の申告件数が増加した。

⑴　賃金不払：　3,359 件（前年比 265 件増）

⑵　解雇：　501 件（前年比３件増）

⑶　労働時間：　78 件（前年比 10 件増）

３　申告内容別・業種別の内訳

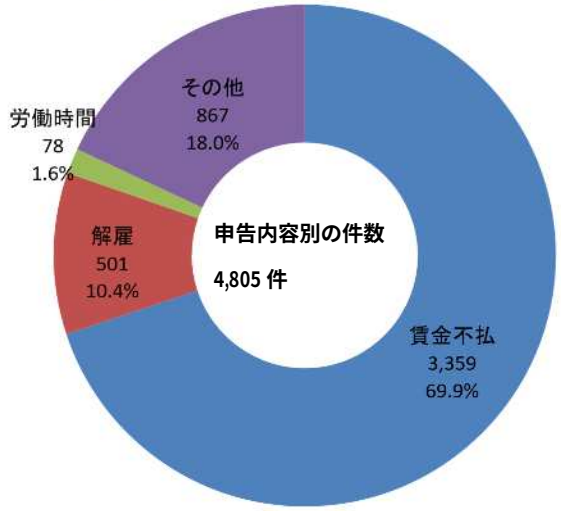

注）労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告内容別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

申告とは、最低労働基準を定めた労働基準法などに違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めるものであり、労働基準監督署では、労働者の置かれた状況に意を払い、懇切・丁寧な対応に留意しつつ、迅速・的確に処理を行います。

別紙

1　申告受理件数

申告受理件数は 4,347 件で、前年と比べ 345 件（8.6%）増加しました。

⑴　推移

直近 10 年間における申告受理件数の推移を見ると、令和２年までは、長期的に緩やかな減少傾向を示していましたが、令和３年に大きく減少しました。

その後、令和４年以降は増加傾向にあります。

⑵　申告の内容

申告受理件数を内容別にみると、賃金不払が 3,359 件（前年比 8.6%増）で最も多く、その業種別の内訳は、接客娯楽業（19.1%）、商業（15.9%）、保健衛生業（11.1%）の順となっています。

次いで多いのは、解雇が 501 件（前年比 0.6%増）となっており、その業種別の内訳は、接客娯楽業（23.6%）、商業（18.4%）、保健衛生業（10.8%）の順となっています。

表１　直近 10 年間の申告受理件数の推移

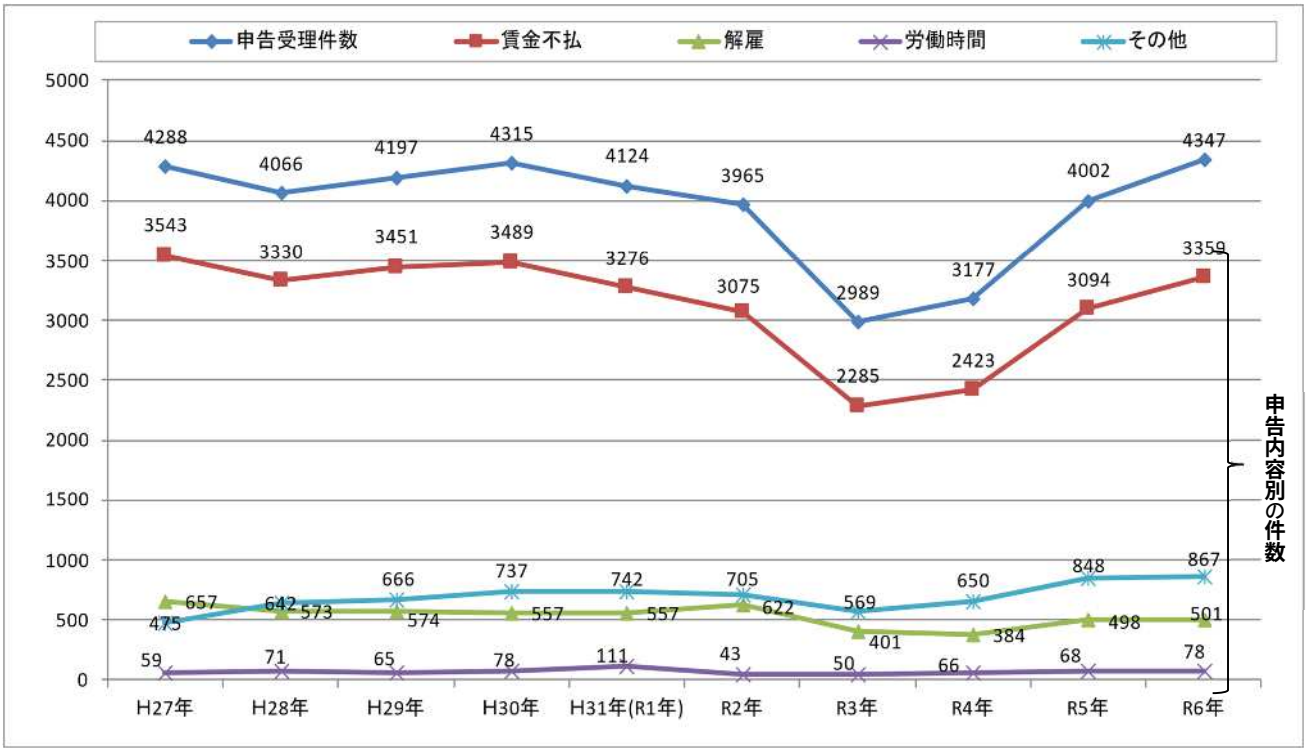

注）労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告内容別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

2　申告の業種別内訳

申告受理件数を業種別にみると、接客娯楽業が 786 件（全体の 18.1%）と最も多く、次いで商業が 694 件（全体の 16.0%）、保健衛生業が 493 件（全体の 11.3%）の順となっており、これら 3 業種で全体の半数近くを占めています。

前年と比べた場合、接客娯楽業で 87 件（12.4%）、保健衛生業で 79 件（19.1%）、清掃・と畜業で 40 件（36.0%）増加した一方で、製造業、建設業、商業は減少しました。

表２　申告受理件数の業種別内訳

件数	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年 (R1 年)	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6年
製造業	167	129	150	151	142	95	95	93	122	117
建設業	428	367	405	331	329	234	293	282	344	313
運輸交通業	162	175	167	192	181	167	131	129	173	182
商業	944	837	910	908	766	639	525	566	704	694
教育･研究業	153	156	191	208	211	199	168	155	235	245
保健衛生業	301	311	363	313	400	453	332	330	414	493
接客娯楽業	814	779	765	787	689	899	474	591	699	786
清掃･と蓄業	146	144	116	118	103	128	88	79	111	151
その他	1,173	1,168	1,130	1,307	1,303	1,151	883	952	1,200	1366
合計	4,288	4,066	4,197	4,315	4,124	3,965	2,989	3,177	4,002	4,347

表３　業種別内訳の推移

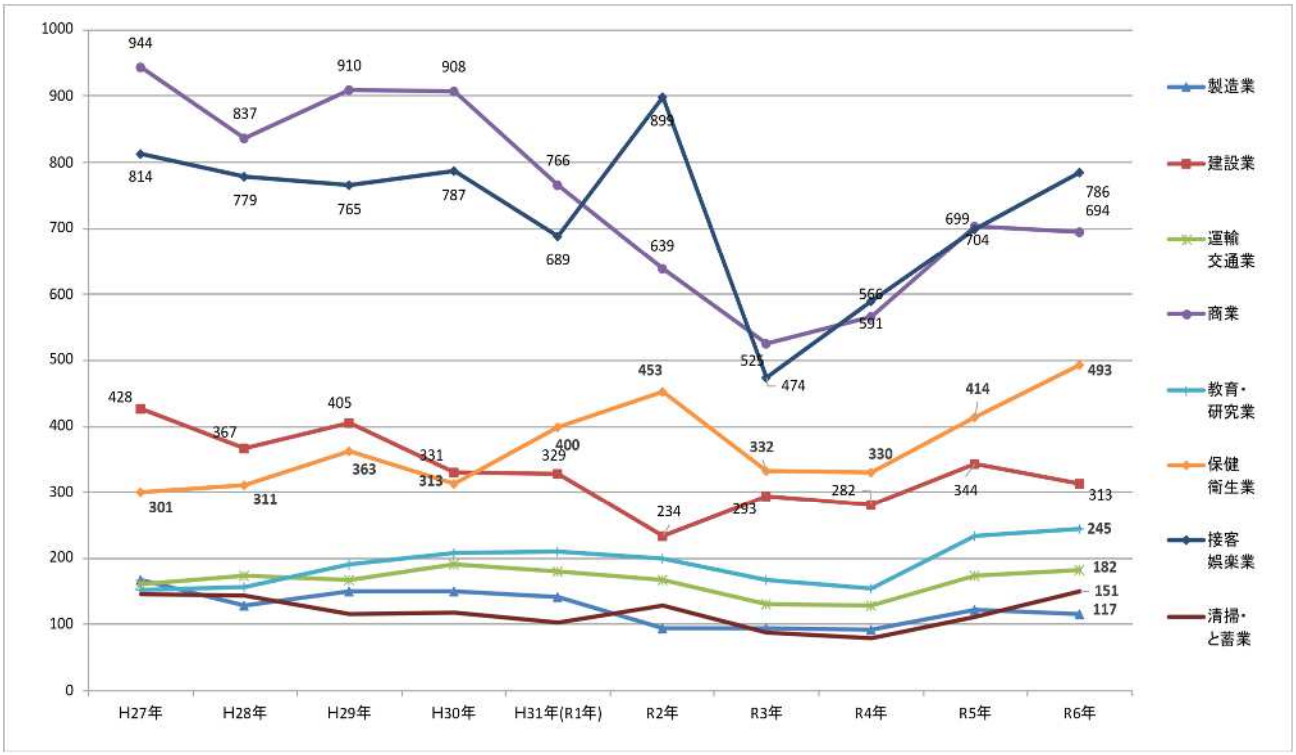

表４　申告を契機とした監督指導事例（解決事例）

違反事項	事例
定期賃金不払	●　退職した労働者から、最終勤務月の賃金が全額支払われないという申告を受け、調査したところ、事業主は労働者の勤務態度を理由に最終勤務月の賃金を全額支払っていなかったため、是正勧告を行った。 労働基準監督官が法律の趣旨を丁寧に説明したところ、事業主が理解をし、未払賃金全額が支払われた。（接客娯楽業）
割増賃金不払	●　退職労働者から、時間外労働に対する割増賃金が支払われていないという申告を受け、調査したところ、事業場の労働時間管理が不十分であった。 労働基準監督官が関係資料の提出を求め、その内容を精査したところ、割増賃金の未払が認められた。 厳しい経営状況にあるとする事業主に対し、労働基準監督官が法律の趣旨を丁寧に説明したところ、事業主が理解をし、未払分の割増賃金が全額支払われた。（商業）
解雇	●　労働者から、即時解雇されたにもかかわらず、解雇予告手当が支払われないとの申告を受け、調査したところ、事業主は解雇予告手当を支払わず、即日解雇したことを認めた。 労働基準監督官が法律の趣旨を丁寧に説明し、解雇予告手当を支払うよう是正勧告を行った結果、事業主が理解をし、解雇予告手当が全額支払われた。（建設業）
労働時間	●　在職中の労働者から、違法な時間外労働が行われているとの申告を受け、調査したところ、事業主は 36 協定を締結・届出をしないまま、時間外労働を行わせていることが判明したため、是正勧告を行った。 労働基準監督官が法律の趣旨及び 36 協定の届出方法を丁寧に説明した結果、事業主が理解をし、36 協定の締結・届出がなされ、協定の範囲内で時間外労働が行われるよう是正された。（保健衛生業）